



# お知らせ『りしり富士』

第640号

令和4年10月19日発行

(編集：企画政策課)

## ごみの出し方についてのお願い

利尻郡清掃施設組合

最近、ペットボトル・缶類の出し方について、組合より発行しておりますポスター【ごみの分け方・出し方】に書かれているとおりに出されていない光景が見受けられます。

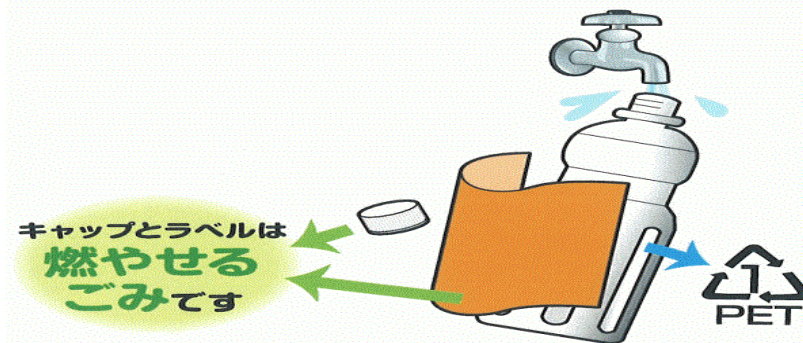
折角分別して頂いたごみも、実は出し方を誤ると資源としてのリサイクルがされず、結果的に埋立て処分をしないでなりません。

このままの状態が続きますと、利尻島の埋立て処分地が計画より早くいっぱいになってしまう事に繋がってしまいます。

今一度ごみの出し方についてご確認くださいとともに、日頃からのゴミ減量化につきましてもご協力下さいます様お願いします。

### ペットボトル

下記のとおり、ふたとラベルを取り、洗って水を切ってから、ボトルはペットボトルの日へ、キャップとラベルは燃やせるごみの日に出して下さい。(対象は、PETマークがついているもの。)



### 缶 類

飲料の缶のほかに食品の缶（缶詰・ペットフードなど）も出せます。必ず中身を出して、きれいに水でゆすぎ、水気を切ってから出して下さい。（ボトル缶は蓋を外して下さい）

※卓上コンロ用ガスボンベや、殺虫剤・防腐剤・整髪料などのスプレー缶は燃やせないゴミです！！

中身を最後まで使い切って、火気のない屋外等で穴をあけてから出しましょう。

### 粗大ゴミ

粗大ゴミを直接焼却場へ持ち込む場合に、衣類やプラスチックなどの燃えるゴミがある場合は、ゴミ袋に入れきちんと分別して下さい。

※全てを埋立て処理する訳では無く、燃えるゴミは燃やします。

高齢者の方々の外出のお手伝いと、新型コロナウイルス感染症による閉じこもりの解消や、フレイル予防のため、「外出お助け車両」の運行を実施いたします。「冬期間の路線バスの乗り降りが不便」「待合時間が合わない」「買い物に行きたいけど頼める人がいない」「金融機関などで用事を足したい」など、ちょっとしたお出かけの際にぜひご利用ください。

1. 対象者	75歳以上で自家用車のない世帯の方
2. 運行期間	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
3. 利用範囲	買い物、金融機関、役場まで 運転手に行先を申し付けください。
4. 利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用したい日を指定してください。 (ただし、運行日は月曜日～金曜日となります)</li> <li>・迎えに行く時間は、午後1:00～午後3:00のなかで指定してください。</li> <li>・利用する人数については、<b>1名から3名まで</b>とさせていただきます。 (新型コロナウイルス感染症の対策のため)</li> <li>・<b>利用する2日前まで</b>にご連絡ください。</li> </ul>
5. 利用料	「無料」
6. 申込み	利用日の2日前までに <b>社会福祉協議会「電話(82-2791)」</b> へご連絡ください。
7. その他	新型コロナウイルス感染症の感染予防ため、外出前の検温(37.5℃以上の方はご利用できません。)・マスクの着用・手指消毒のご協力を よろしくお願いします!

介護予防事業の実施について

介護予防事業は、冬期における町民の方々(特に高齢者の方々)の閉じこもり予防や社会参加の機会づくりの場として11月から3月までの期間で実施いたします。

この事業は、無理なく身体を動かすこと、健康に関心を持つことができるプログラムを設定し、介護予防・認知症予防を目的として実施いたしますので、みなさんお誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。

今年度は、月1回の開催を予定しております。

●11月は、「ふまねっと教室」を開催いたします!!

ふまねっととは、介護予防・認知症予防にも効果的な「運動学習プログラム」で、レクリエーションのように楽しく無理なく身体を動かすことができます。

【鬼脇地区】	日時	11月14日(月) 13:30~15:00
	場所	鬼脇福祉の家
【鷺泊地区】	日時	11月15日(火) 13:30~15:00
	場所	総合交流促進施設りぷら

送迎が必要な方は社会福祉協議会までお知らせください。

【連絡先：社会福祉協議会(電話 82-2791)】

## 「高齢者世帯等生活支援給付金」の支給について

福祉課福祉介護係

コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響が、特に大きいと考えられる高齢者を含む世帯及び重度心身障がい者を含む世帯に給付金の支給を行います。

### ■支給対象世帯

令和4年10月1日現在において住民登録があり、下記のいずれかに該当する世帯

#### ①高齢者を含む世帯

65歳以上の高齢者の方が属する世帯

#### ②重度心身障がい者を含む世帯

ア 身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、1級又は2級に該当する方及び3級に該当する内部障がい者が属する世帯

イ 療育手帳の交付を受けている方のうち、A判定に該当する方が属する世帯

ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、1級に該当する方が属する世帯

### ■支給金額

1世帯当たり12,000円

### ■支給に係る手続等

支給対象世帯へ「支給要件確認書」を送付しますので内容を確認のうえ、返信用封筒にて返送して下さい。返送期限は令和5年2月28日までです。

### ■支給方法

原則として口座への振り込みとなります。

返送いただいた支給要件確認書を役場が受理した日から25日以内に給付します。

### ■問い合わせ先

利尻富士町役場 福祉課福祉介護係 (TEL) 0163-82-1113

## インフルエンザ予防接種（集団接種）について

総合保健福祉センターすこやか保健係

インフルエンザ流行に備えて、今年も下記のとおり予防接種を実施いたします。予防接種は重症化を防ぐのに有効といわれています。

接種を希望される方は希望する接種日の前日までにお申し込み下さい。

ワクチン予定数に達した時点で予約を終了とさせていただきますのでご了承ください。

### ●接種日時・場所

【鷺泊地区】 総合交流促進施設「りぷら」

<日時>・11月 7日(月)、14日(月)、21日(月)

午前9:30~11:00、午後2:00~3:30 (30分刻みで予約を受け付けます)

【鬼脇地区】 鬼脇支所

<日時>・11月10日(木)、17日(木)、24日(木)

・12月 1日(木)、8日(木)、15日(木)、22日(木)

午後2:30~3:45 (30分刻みで予約を受け付けます)



### ●接種回数・接種間隔

生後6か月~13歳未満：2回接種（約4週間の間隔をあけて2回目接種となります）

13歳以上：1回接種

※新型コロナワクチン接種とインフルエンザワクチンの間隔に関する規定はありません。

例：10月1日 新型コロナワクチン インフルエンザワクチン

↓接種 接種間隔の規定なし ↓接種

10月2日 インフルエンザワクチン 新型コロナワクチン

※新型コロナワクチンを接種される場合は、新型コロナワクチン接種後に副反応が出る場合がありますので、数日経過した日にインフルエンザワクチンを接種してください。又は、インフルエンザワクチンを新型コロナワクチンの前に予約をしてください。

